

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| 事務事業名 | 保育所待機児童の解消 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|------------|----|-----|-----|----|--------------------|-----------|-----|-----|-----|----|----------------------------|------------|------------|
| 予算額 | 113,700 千円 (債務負担行為設定含む) | 新規・充実・継続の別 | 継続 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 幼保総合支援室(251-2390) | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>京都市では、国の補助金を積極的に活用して、保育所の新設、施設の老朽化や耐震化対策を含む保育所等の増改築等を行い、児童の受入枠拡大を図ることで、年度当初における国定義での9年連続待機児童ゼロを達成し、全国トップ水準の取組を続けてきたところである。今後も、市民の方に、“保育を利用しやすい”と実感いただける取組を推進していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>京都市はぐくみプランに基づき、令和6年度以降の待機児童ゼロに向け、新たに整備が必要な区域において、民間保育所等整備助成で50人分（うち、令和6年4月開所40人分、令和7年4月開所10人分）の受入枠を拡大する。</p> <p>【民間保育所等整備助成】</p> <p>○ 新設 1か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元府立図書館仮施設跡地 新設園</td> <td>下京区西七条八幡町</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 老朽改築及び定員増 1か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鏡山保育園(仮称) (京都市鏡山保育所)(※)</td> <td>山科区厨子奥苗代元町</td> <td>150人(10人増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※京都市鏡山保育所(定員90人)の民間移管に合わせて、同保育所と移管先法人が運営する山科保育園(定員50人)を一体化させた園舎を整備し、定員増を図るもの。</p> | | | | 施設名 | 所在地 | 定員 | 元府立図書館仮施設跡地 新設園 | 下京区西七条八幡町 | 40人 | 施設名 | 所在地 | 定員 | 鏡山保育園(仮称) (京都市鏡山保育所)(※) | 山科区厨子奥苗代元町 | 150人(10人増) |
| 施設名 | 所在地 | 定員 | | | | | | | | | | | | | |
| 元府立図書館仮施設跡地 新設園 | 下京区西七条八幡町 | 40人 | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 所在地 | 定員 | | | | | | | | | | | | | |
| 鏡山保育園(仮称) (京都市鏡山保育所)(※) | 山科区厨子奥苗代元町 | 150人(10人増) | | | | | | | | | | | | | |
| 【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】 | | | | | | | | | | | | | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|--|-------------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 民間保育所等の老朽化対策(老朽度調査の実施) | | |
| 予 算 額 | 30,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担 当 課 | 幼保総合支援室(251-2390) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、保育所等の施設整備への支援について、待機児童対策として増改築を行うなど、これまでから国の補助金を活用して支援を行ってきたところであるが、今後、施設が老朽化していくことを踏まえると、老朽化に備えた施設整備への支援が必要である。</p> | | | |
| <p>[事業概要] 老朽化に備えた施設整備への支援に当たっては、各施設の実態を踏まえた対策を行う必要がある。そこで、令和5年度は、対策に先立ち、施設に建築士を派遣する等の方法により、老朽度調査を実施する。</p> | | | |
| <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局、教育委員会事務局

| | | | |
|---|---|------------|----|
| 事務事業名 | 医療的ケアが必要な児童の送迎支援 | | |
| 予算額 | 261,239 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 育成推進課(746-7610) 教育委員会 指導部 総合育成支援課(352-2285) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、医療的ケアが必要な児童生徒本人はもとより、その家族に対する適切な支援について地方公共団体の責務等が示された。</p> <p>児童館等で実施する学童クラブ事業を利用する医療的ケア児について、子ども若者はぐくみ局において、小学校から学童クラブ事業を実施する施設、施設から自宅までの送迎支援を実施する。</p> <p>教育委員会においては、令和4年度から「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」として総合支援学校に在籍する医療的ケア児の自宅・学校間の通学支援を開始しており、令和5年度は支援の一層の充実を図る。</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p><学童クラブ利用時の送迎支援></p> <p>医療的ケア児が児童館等で実施する学童クラブ事業を利用するに当たって、小学校から学童クラブ事業を実施する施設へ向かう際及び当該施設から帰宅する際に看護師等による送迎支援を利用する場合、送迎支援に要する実費を、医療的ケア児を受け入れている運営団体に助成する。</p> <p>また、利用者が契約した訪問看護ステーションの支援を受ける場合には、その費用負担を助成する。</p> <p><総合支援学校に在籍する児童生徒の通学支援></p> <p>令和4年度から、通学途上の医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できず、保護者等が送迎を行っている総合支援学校在籍児童生徒について、保護者負担軽減のための通学支援（看護師等同乗の福祉タクシー等による学校・自宅間送迎に係る経費を助成）を実施している。令和5年度は、利用回数の上限を設けないこととし、保護者負担の更なる軽減を図る。</p> <p>※ 福祉タクシーの利用料は、京都府所管の特別支援教育就学奨励費（実費補助）を活用。</p> | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> <p>令和5年度予算において、医療的ケア児等地域支援コーディネート事業を実施 4,000千円（子ども若者はぐくみ局）</p> | | | |

本市の充実した医療的ケア児の受入体制支援

出生

乳幼児期

学齢期

民間保育施設・私立幼稚園

- 施設が看護師等を配置する場合の person 費等を一部助成
- 施設において、保育士等が喀痰吸引等を行うための研修受講に係る経費を一部助成

公立保育所・市立幼稚園

- 児童(幼児)・保護者の状況を踏まえた看護師の配置

市立学校

- 児童生徒・保護者のニーズに応じた看護師の配置
- 政令市で初めて医療的ケア(自立活動)担当教員を正規採用

令和5年度から利用回数の上限を拡大(上限なし)

○総合支援学校への送迎を行う保護者の負担軽減を図る通学支援を実施

学童クラブ事業

- 施設が看護師等を配置する場合の person 費等を一部助成
- 訪問看護を利用した場合の自費診療の一部を助成

令和5年度から実施

○施設が小学校等から施設、施設から自宅までの看護師等による送迎支援をする場合又は利用者が訪問看護ステーションの支援を受ける場合に費用の一部を助成

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|--|--------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 子育て支援情報発信事業の充実 | | |
| 予算額 | 12,800 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 育成推進課(746-7610) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、スマートフォン普及率の高い子育て世代に向けたアプリを他都市に先駆けて独自に開発・運用し、イベント情報のリアルタイム発信や、乳幼児連れの外出時に必要な設備の案内など、利便性の高い子育て関連の情報発信を行ってきたが、情報の検索性が低い、ユーザーの属性に合わせた情報提供が困難であるなどの課題があった。 一方で、この間、民間事業者が開発した子育てアプリを導入する自治体が増加しており、中にはAIチャットボット(※)の活用、SNSとの連携等の取組が行われつつある。 また、国において設置された「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の中間報告において、「母子保健分野の利便性の向上を図るため、母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備を進めていくことが適当」との報告がされている。 これらの状況を踏まえ、AIチャットボット等のデジタルツールの活用をはじめ、効果的な情報発信と更なる利便性の向上を図っていく必要がある。 (※)「チャット(対話)」と「ボット(ロボット)」をかけた言葉であり、人工知能(AI)が問合せに自動回答する仕組み</p> | | | |
| <p>[事業概要] 1 京都市はぐくみアプリのリニューアル 本市の既存アプリ(京都市はぐくみアプリ)が有している機能に加え、民間事業者の母子健康手帳アプリにおいて搭載されている、以下の機能の拡充・強化を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの成長記録や予防接種スケジュール管理などの母子健康手帳機能(一部)の搭載 ・ ユーザーの属性に合わせた情報や動画紹介などの、子育てに役立つより幅広い情報の提供といった情報発信機能の強化 ・ 各種情報が検索しやすいプラットフォームの導入 等 </p> <p>2 AIチャットボット等のデジタルツールを活用した効果的な情報発信の推進 AIチャットボット等のより効果的なデジタルツールを活用した子育て支援ポータルサイトの構築を行う。本市の充実した子育て支援の情報を体系的かつ効果的に発信していくことで、市民の皆様により分かりやすくお届けするとともに、更なる利便性の向上を図る。 ※ それぞれの要件の詳細は現状検討中であり、変更となる場合がある。</p> <p>(既存アプリ等の取扱い) 既存アプリ等の必要な機能は、新たなアプリ等の機能でカバーできるため、移行のための並行運用期間を設けたのち廃止する。</p> | | | |
| <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)] 令和5年度、出産・子育て応援事業においても、SNS等を活用した相談支援を新たに開始する。</p> | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|---|-----------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 子育て支援短期利用事業における専従職員配置支援 | | |
| 予算額 | 59,057 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市における子育て支援短期利用事業については、「京都市はぐくみプラン」に掲げ、令和2年度に2か所、令和3年度に1か所、新規事業所を開設し、充実に取り組んでいる。</p> <p>新規事業所については、既に一定の職員が配置されている児童養護施設などの本体となる施設を持たない事業所もある。</p> <p>そうした事業所においては、事業実施のために職員を配置し、運営体制を確保しておく必要があるが、委託料は、実際の利用日数に応じて支払うものであるため、利用がない又は安定しない場合の事業運営が課題となっていた。</p> <p>こうした<u>本体施設を持たない事業所に対して</u>、<u>安定した運営体制を確保するための支援を行う</u>ことにより、保護者が必要なときに安心してレスパイト・ケアを利用できる環境を整備する。</p> | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>本体施設のない事業者において、当事業の実施に当たり専従の職員を配置したうえで、本市が定める事項を遵守し可能な限り利用者の受入れを行うなど、適切かつ積極的な事業実施に取り組んでいる場合に、国補助を活用し、新たに事業者の開所日に応じた専従職員の配置に要する費用の支援を行う。</p> <p>○ 充実分 9,200 千円（2か所分）</p> | | | |
| <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>令和3年度実績 延べ6,392人</p> | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|---|------------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実 | | |
| 予算額 | 236,866 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 育成推進課(746-7610) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など] 近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期の親子が孤立しやすい状況となっている。 これらの状況を受け、京都市では、子育て中の親の負担感の軽減などを目的に、乳幼児を養育する親とその子が気軽に集い、子育ての悩みを話し合ったり、交流することができる場所として、つどいの広場事業を市内39か所で実施している(令和4年度末見込み)。 また、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」においては、令和6年度までの間につどいの広場を少なくとも年間1か所程度で新規実施することにより、乳幼児期の親子の孤立を防ぎ、子育ての楽しさを感じられる環境を充実していくこととしている。</p> | | | |
| <p>[事業概要] 「京都市はぐくみプラン」に基づき、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行い、地域の子育て家庭を支援する「<u>子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業</u>」を令和5年度中に新たに1か所で実施する。 具体的な実施場所については調整中。</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施 <p>(2) 利用対象 主に乳幼児を育てている親とその子</p> <p>(3) 開設時間 原則として、午前10時から午後4時まで ※土曜又は日曜のいずれかを含む週5日以上開設</p> <p>(4) 利用料金 無料(ただし、材料代等の実費を御負担いただく場合がある。)</p> | | | |
| <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)] 年間利用者数 令和3年度 71,631人(延べ人数)</p> | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

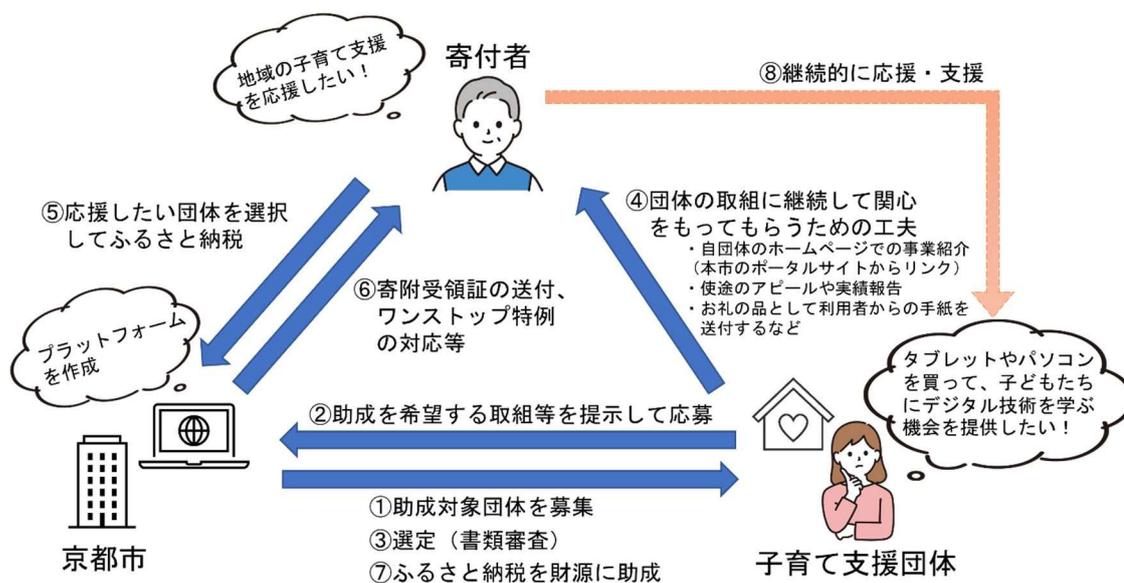
| | | | |
|--|----------------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 子ども食堂や子育て家庭への食品配送事業等の取組に対する支援の充実 | | |
| 予算額 | 37,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>子ども食堂や子育て家庭への食品配送等の地域の自主的な取組は、コロナ禍においても増加傾向にあり、これらの活動は、新たな地域コミュニティの場を形成し、子どもや子育て家庭を見守る地域資源として、ますます大切な役割が期待される。</p> <p>子ども食堂や子育て家庭への食品配送の取組を通じて行われる子どもの見守り活動が広がるよう、運営団体への補助制度を創設するとともに、その取組を継続して実施できるよう、運営に関する相談や企業との連携等の支援の充実を図る。</p> | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>1 子どもの見守り活動支援事業<新規></p> <p>支援が必要な子どもや子育て家庭を定期的に見守り、必要に応じて適切に支援機関につながるができるよう、見守り活動を行う子ども食堂や子育て家庭への食品配送事業等の運営団体に対し、活動にかかる経費について補助を行う。</p> <p>(1) 気づきの窓口としての機能強化のための支援 (3,000 千円)</p> <p>子ども食堂等の運営団体が自ら意識して子どもの気づきの窓口として取り組んでもらえるよう、費用を助成する。</p> <p>(2) 子どもの見守り活動 (個別支援) に対する支援 (18,000 千円)</p> <p>子どもの見守り活動に定期的に取り組んでいる団体に対し、国の補助金を活用し、活動に係る費用を助成する。</p> <p>2 子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業<充実> (16,000 千円)</p> <p>子ども食堂や学習支援の場など、地域の方々や民間団体が行う子どもの居場所づくりを支援する「支援の輪」サポート事業について、実施主体や関係機関による「支援の輪」が一層広がるよう、<u>居場所の立ち上げや運営に係る相談、研修・交流会の充実、企業等からの寄付・寄贈品のコーディネート業務等、サポート体制の強化を図る。</u></p> | | | |
| <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> <p>市内の子どもの居場所 (子ども食堂等) 数の推移</p> <p>平成30年3月時点 約50か所</p> <p>令和2年7月時点 約90か所</p> <p>令和4年12月時点 約140か所</p> | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|--|--------------------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 京都市はぐくみ未来応援事業「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど」 | | |
| 予算額 | 4,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | はぐくみ創造推進室（ 251-8993 ） | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>京都市では、「京都市はぐくみ憲章」の理念のもと、「はぐくみ文化」の創造・発信の取組の一環として、「子ども・若者のために何かしたい」という思いを4つのメニュー（①事業体験型、②現物給付型、③現金給付型、④事業賛同型）により具体化し、善意の輪を広げていく事業を実施している。</p> <p>今回、地域の子育てを支援する団体の特色ある取組を後押しするため、新たなメニュー「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど」を追加する。</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>地域の子育てを支援する団体の特色ある取組に必要な経費等について、団体を選択して本市へ寄付された額の一定割合を当該団体に助成する仕組みを導入することで、個人や企業の支援を受けやすくするとともに、寄付者に団体の取組に対して関心を持っていただくことにより、地域の子育て支援の長期的な充実を図る。</p> <p>1 助成対象 市内の子育て支援団体の特色ある取組等に必要な費用の助成の希望を募集し、選定された団体に対して助成を行う。</p> <p>2 助成額 本市への寄付額の9割を上限（千円単位とし、端数は切り捨て）。 ※残額は事務費を含む本市の子育て支援の充実にあてる。</p> <p>3 寄付獲得に向けた情報発信 本市が寄付募集を発信するとともに、子育て支援団体（助成を受ける主体）が自ら積極的に発信し、寄付を募る。</p> | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> | | | |

(別紙) 事業実施イメージ



令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|-------|-----------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 子ども医療費支給制度の拡充 | | |
| 予算額 | 2,617,921 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |

[事業実施に至る経過・背景など]

令和4年8月に実施された京都府知事と市長との懇談の中で、子ども医療費をできるだけ早期に更に拡充する方向で検討することを確認した。

その後、京都府において「子育て支援医療助成制度あり方検討会議」が設置され、子ども医療費支給制度の在り方について、令和4年9月、11月及び令和5年1月に開催された3度の検討会議において、有識者による意見交換等が行われた。

府市協調のもと、令和5年秋から、3歳から小学生までの通院医療費の自己負担額を大幅に引き下げる制度拡充を行う。

[事業概要]

子ども医療費支給制度は、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるようにするため、保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）の一部を京都市が負担している。

国による補助制度のない中、平成5年10月の制度開始以降、京都府と府市協調で制度拡充を行ってきており、9度目の制度拡充として、令和5年秋から、3歳から小学生までの通院医療費の1か月の自己負担額上限を従来の1,500円から1医療機関200円へ引き下げる。

<拡充内容について>

| | 就学前 | | 小学生 | 中学生 |
|----|-----------------|--|-----|------------------|
| | 0～2歳 | 3～6歳 | | |
| 入院 | 1医療機関 200円/月 | | | |
| 通院 | 1医療機関 200円/月 | 1,500円/月  1医療機関 200円/月 (*1) | | 1,500円/月 (*2) |

※1 拡充に伴い、医療費の払戻しに係る手続きが不要となる。

※2 複数の医療機関等を受診し、自己負担額の合計が月1,500円を超えた場合には、超えた額を申請により払い戻す。

[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

国による統一した制度ではなく、各自治体の財政状況等による影響を受けることから、制度の内容に差が出ている。

今回拡充する3歳から小学生までの通院自己負担額は政令市トップレベルとなっている。
(小学生まで無料で拡充している政令市は、さいたま市、相模原市、名古屋市)

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|--|-----------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | ヤングケアラーへの支援 | | |
| 予算額 | 12,700 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>ヤングケアラーは法令上の定義はなく、一般的に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」※といわれている。</p> <p>京都市では、令和3年度にヤングケアラー部会を設置し、実態調査を実施したところ、次のことが必要であると判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの認知度を高めること ・周りの大人が気づき、支援につなげる環境づくりを進めること ・複合的な課題を解消する観点から支援を行うこと <p>このことを踏まえ、令和4年度以降、社会的認知度の向上に向けた普及啓発を実施するとともに、多分野・多機関協働により必要な支援につながるよう連携体制を構築し、各分野の既存の施策を組み合わせた支援に取り組んでいる。一方で、ヤングケアラーの抱える要因や背景は様々であり、制度の狭間に陥るケースも想定される。</p> <p>このため、令和5年度は、普及啓発の更なる促進に加え、制度の狭間にあるヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした新たな支援策をモデル的に実施するものである。</p> <p>※ 厚生労働省ホームページから引用</p> | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>ヤングケアラーに関する正しい理解を醸成し、周囲の大人がヤングケアラーに早期に気づき、適切な支援につながるよう、公共交通機関の駅や車内へのポスター掲示及び支援機関向けの研修会の実施など更なる普及啓発に取り組む。</p> <p>制度の狭間にあるヤングケアラー本人の負担軽減や家事・育児の支援を通じた対象世帯の課題やニーズの把握を目的に、ヤングケアラー世帯向けの訪問支援事業を市内の2行政区程度でモデル的に実施する。</p> | | | |
| <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| 事務事業名 | 産後ケア事業における利用者負担の軽減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|------------|--------|--------|---------|--|------|--|-----|-----|-----|-----|---------|--------|--------|--------|----|---------|--------|--------|--------|----|--------|---------|--|------|--|-----|-----|-----|-----|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 28,889 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期までの「切れ目のない支援」に取り組んでおり、とりわけ出産直後は、母子ともに心身が最も不安定な状態にあることから、支援が必要な母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、母親への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業（京都市スマイルママ・ホッと事業）を実施している。令和4年度からは、国の制度拡充を受けて、市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）の毎回の利用料について、全額公費負担としている。（市 1/2、国 1/2） 今回、国の制度拡充を受けて、市民税課税世帯に対する利用者負担の軽減を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[事業概要] 利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、以下のとおり充実する。</p> <p><内容> 産後ケア事業における市民税課税世帯（一般・高額所得世帯）の利用料（自己負担額）について、5日間を上限として、1回あたり2,500円を減免する（市 1/2、国 1/2）。</p> <p>○ 市民税課税世帯（一般所得・高額所得世帯）の利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">一般世帯</th> <th colspan="2">ショートステイ</th> <th colspan="2">デイケア</th> </tr> <tr> <th>減免前</th> <th>減免後</th> <th>減免前</th> <th>減免後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後3か月未満</td> <td>5,170円</td> <td>2,670円</td> <td>2,520円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生後3か月以降</td> <td>4,930円</td> <td>2,430円</td> <td>2,440円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">高額所得世帯</th> <th colspan="2">ショートステイ</th> <th colspan="2">デイケア</th> </tr> <tr> <th>減免前</th> <th>減免後</th> <th>減免前</th> <th>減免後</th> </tr> <tr> <td>生後3か月未満</td> <td>12,920円</td> <td>10,420円</td> <td>6,300円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>生後3か月以降</td> <td>12,320円</td> <td>9,820円</td> <td>6,100円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）は毎回の利用料（自己負担額）について全額公費負担としている。</p> | | | | 一般世帯 | ショートステイ | | デイケア | | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 | 生後3か月未満 | 5,170円 | 2,670円 | 2,520円 | 0円 | 生後3か月以降 | 4,930円 | 2,430円 | 2,440円 | 0円 | 高額所得世帯 | ショートステイ | | デイケア | | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 | 生後3か月未満 | 12,920円 | 10,420円 | 6,300円 | 3,800円 | 生後3か月以降 | 12,320円 | 9,820円 | 6,100円 | 3,600円 |
| 一般世帯 | ショートステイ | | デイケア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生後3か月未満 | 5,170円 | 2,670円 | 2,520円 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生後3か月以降 | 4,930円 | 2,430円 | 2,440円 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高額所得世帯 | ショートステイ | | デイケア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生後3か月未満 | 12,920円 | 10,420円 | 6,300円 | 3,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生後3か月以降 | 12,320円 | 9,820円 | 6,100円 | 3,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [参 考（他都市の状況・事業効果など）] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| 事務事業名 | 出産・子育て応援事業 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|-----------------|---------------|----|------|-----------|-------|---------|------------|----------------|----|----------|------------|-----------------|---------------|
| 予算額 | 1,183,400 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>国の令和4年度第2次補正予算において、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、「伴走型相談支援の充実」と「経済的支援（出産・子育て応援ギフト）」を一体として実施する「出産・子育て応援交付金事業」が創設された。</p> <p>京都市では、令和4年度から出産・子育て応援事業を開始し、令和5年度についても引き続き事業を実施するとともに、市民が相談したいタイミングに妊娠や子育ての悩みを相談できるよう、SNS等を活用した相談支援を新たに開始する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフト」を組み合わせた形で、継続的に実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるようにする。</p> <p>1 伴走型相談支援</p> <p>①妊娠届出時 母子健康手帳交付時に保健師が原則全ての妊婦と面談を実施する、既存事業の「妊婦相談事業」を活用</p> <p>②妊娠8か月頃 既存事業の「こんにちはプレママ事業」を拡充し、従来の初妊婦及びハイリスク妊婦への家庭訪問に加え、希望者全員への面談を実施</p> <p>③出生届出以降 生後4か月までの全ての乳児とその保護者のいる家庭へ訪問を行う、既存事業の「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」を活用</p> <p>④さらに、妊婦や特に低年齢の子育て家庭に寄り添い、市民が相談したいタイミングに妊娠や子育ての悩みを相談できるよう、SNS等を活用した相談支援を新たに開始</p> <p>2 出産・子育て応援ギフト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>申請時期</th> <th>支給額(現金給付)</th> <th>支給対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産応援ギフト</td> <td>1の①の面談後に申請</td> <td>妊婦1人当たり 5万円</td> <td>妊婦</td> </tr> <tr> <td>子育て応援ギフト</td> <td>1の③の面談後に申請</td> <td>新生児1人当たり 5万円</td> <td>子どもを 養育する者</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 名称 | 申請時期 | 支給額(現金給付) | 支給対象者 | 出産応援ギフト | 1の①の面談後に申請 | 妊婦1人当たり 5万円 | 妊婦 | 子育て応援ギフト | 1の③の面談後に申請 | 新生児1人当たり 5万円 | 子どもを 養育する者 |
| 名称 | 申請時期 | 支給額(現金給付) | 支給対象者 | | | | | | | | | | | | |
| 出産応援ギフト | 1の①の面談後に申請 | 妊婦1人当たり 5万円 | 妊婦 | | | | | | | | | | | | |
| 子育て応援ギフト | 1の③の面談後に申請 | 新生児1人当たり 5万円 | 子どもを 養育する者 | | | | | | | | | | | | |
| (別紙) 令和4年度の実施内容 (令和5年2月中旬から実施予定) | | | | | | | | | | | | | | | |
| [参 考 (他都市の状況・事業効果など)] | | | | | | | | | | | | | | | |

(参考) 令和4年度の実施内容(一部は、令和5年度も継続実施)

(1) 令和5年2月28日までに出産した方

2月中旬以降、本市から申請書兼アンケートを対象者に郵送(令和5年1、2月に出産した方には、準備が整い次第郵送)。申請書兼アンケートを提出いただき、出産応援ギフト5万円と子育て応援ギフト5万円の計10万円を支給する。

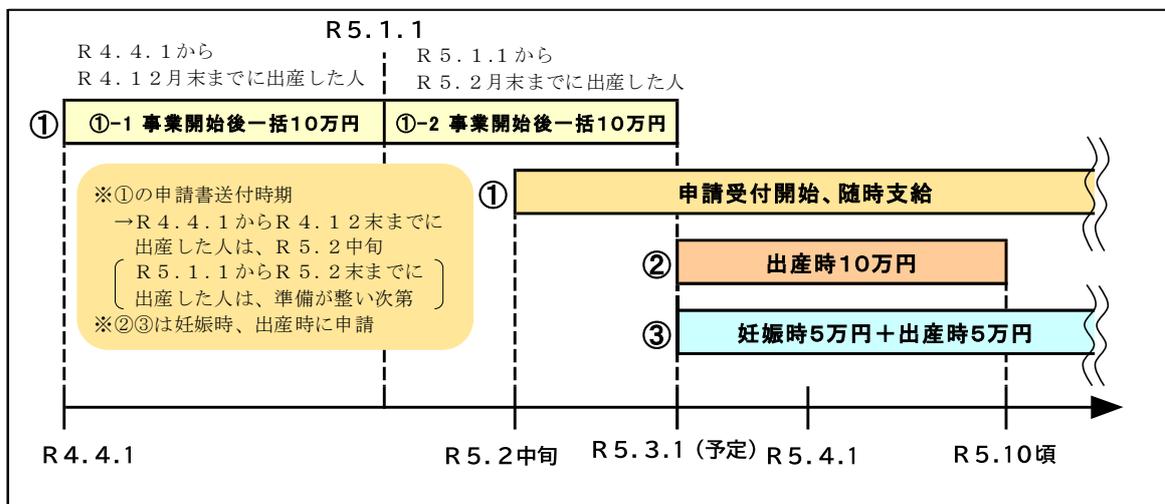
(2) 令和5年2月28日までに妊娠届出をし、令和5年3月1日以降に出産した方

出産後の乳児家庭全戸訪問の面談後にアンケート、申請書を提出いただき、出産応援ギフト5万円と子育て応援ギフト5万円の計10万円を支給する。

(3) 令和5年3月1日以降に妊娠届出をし、出産した方

妊娠届出時は、母子健康手帳交付時の面談後に、アンケート、申請書を提出いただき、出産応援ギフト5万円を支給する。また、出産後は、乳児家庭全戸訪問の面談後にアンケート、申請書を提出いただき、子育て応援ギフト5万円を支給する。

(妊娠・出産時期と支給について)



令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|---|-----------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 福祉乗車証の交付対象者の拡充 | | |
| 予算額 | 4,195 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都市では、児童福祉施設等の入所児童等の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進するため、市バス・地下鉄等の利用に係る本人及びその介護人が負担する経費を補助するものとして、昭和50年度から福祉乗車証交付事業を実施している。</p> <p>これまで、子ども若者はぐくみ局では、旅客事業者に対する国の通達を踏まえ、乳児院や児童養護施設、障害児入所施設等、児童福祉施設の入所及び利用児童等を対象として交付していたが、「京都市社会的養育推進計画」に基づき里親委託をより一層推進する方針であること等を踏まえ、令和5年度から、里親や小規模住居型児童養育事業（以下「里親等」という。）への委託児童を新たに交付対象とする。</p> | | | |
| <p>【事業概要】 福祉乗車証について、令和5年度から、里親等委託児童への交付対象者の拡充を行う。</p> <p>【交付対象】（下線部拡充対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害（児）者 ○精神障害（児）者 ○知的障害（児）者 ○原子爆弾被爆者 ○戦傷病者 ○養護児童 <p>（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童発達支援センター、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う施設、一時保護施設、<u>里親</u>、<u>小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</u>において養護、保護又は支援を受けている者、特別支援学校又は特別支援学級で教育を受けている者）</p> | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）</p> | | | |

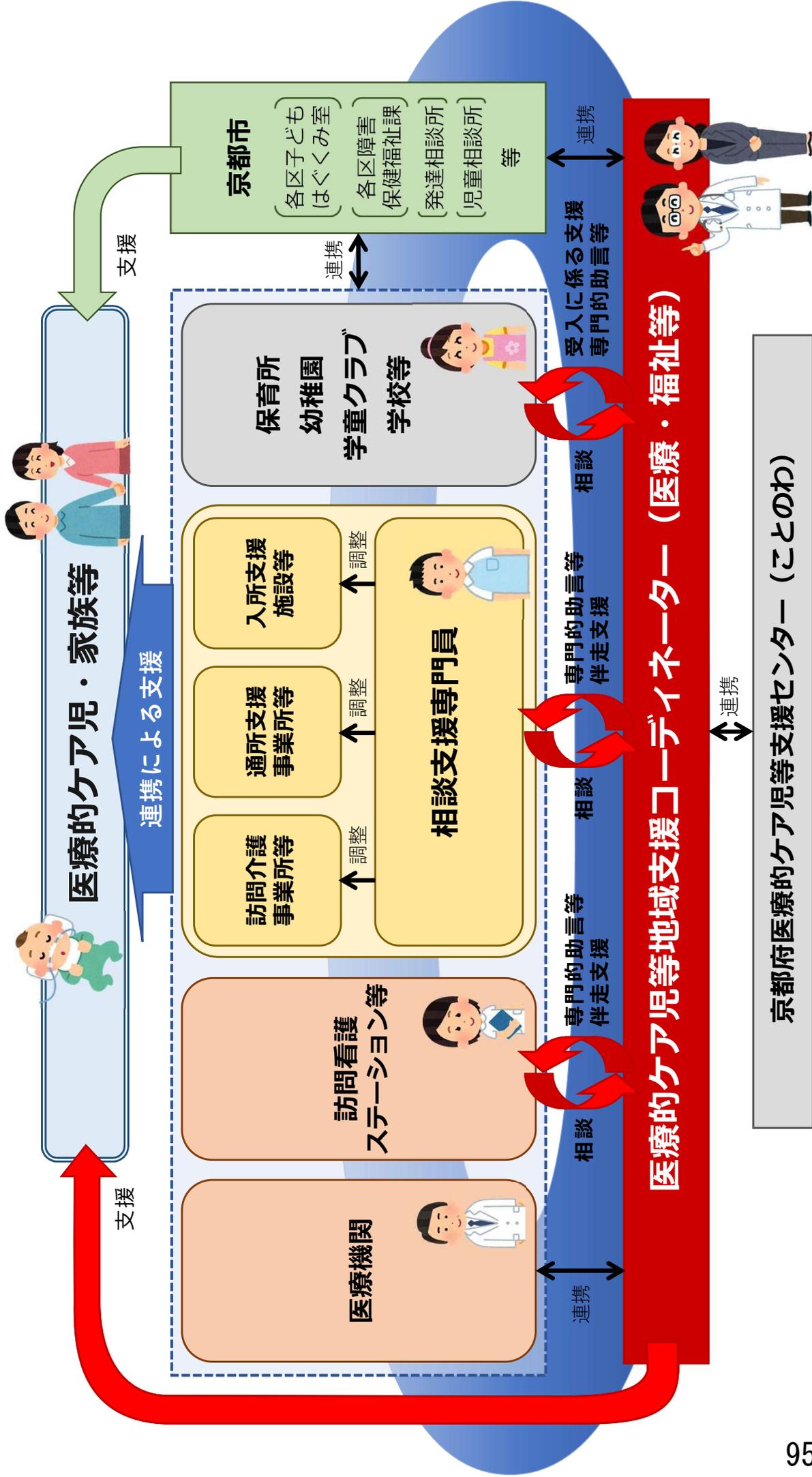
令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|--|-----------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業 | | |
| 予算額 | 4,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>医療的ケア児等の支援については、保健、医療、福祉、保育、教育などの支援機関が連携しながら取り組んでいるが、支援の調整に係る保護者や支援機関等の負担が大きい。そのため、医療的ケア児等の支援に係る以下の課題の解消に取り組むことで、地域における支援体制を向上させ、ひいては保護者・支援機関等の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>＜医療的ケア児等の支援に係る主な課題＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児等の支援には、医療・福祉など幅広い知識・経験が求められるが、事業所側に支援のノウハウが少なく、医療的ケア児等に対応できる事業所が広がりにくい。 ② 医療的ケア児等の支援を総合調整する役割が不足しており、特に保育所等の入所時や就学時期における保護者・支援機関等の負担が大きい。 ③ 医療・福祉・教育等の職種を越えた連携・情報共有の場が少なく、顔の見える関係性づくり、地域におけるネットワークの構築が求められている。 | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>医療・福祉分野等に精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームにより、支援機関への専門的助言・指導（スーパーバイズ）、医療的ケア児等へのコーディネート支援等を行うモデル事業を実施する。</p> <p>＜具体的な活動内容の例＞</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支援機関へのスーパーバイズ 専門的知識・経験に基づく助言・指導等を行う。また、退院前カンファレンスや退院後の訪問活動への同席等、必要な伴走支援を行う。 (2) 医療的ケア児等へのコーディネート支援 保育・教育等の施設（以下「受入施設」という。）における受入れの円滑化のためのコーディネート支援のほか、受入施設に対する技術的助言等を行う。 (3) 研修の実施等による地域資源の開発等 地域資源の開発、多職種連携の促進等を図るため、支援機関や保護者等に対して研修・事例検討会等を開催する。 (4) 医療的ケア児等に関する情報把握等 地域の医療的ケア児等に関する情報、地域資源に関する情報等を把握したうえで、本人同意に基づき、関係機関との情報共有・連携強化等を図る。 | | | |
| <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>令和5年度予算において、医療的ケアが必要な児童の送迎支援を実施</p> | | | |

＜医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業について＞

- ・ **医療・福祉分野等に精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チーム**により、支援機関への専門的助言・指導等（スーパーバイズ）、医療的ケア児等へのコーディネート支援、研修の実施等による地域資源の開発などに取り組む。



令和5年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|-------|-----------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | ひとり親家庭支援の拡充 | | |
| 予算額 | 141,360 千円 | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625) | | |

[事業実施に至る経過・背景など]

京都市では、ひとり親が就業し、経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、令和2年3月に策定した「京都市はぐくみプラン（京都市ひとり親家庭自立促進計画）」に基づき、就業支援をはじめ、不安や孤立を防止するための相談・居場所づくり支援、子どもに対する学習支援など、きめ細かな支援を展開しているところである。

今回、令和5年度当初予算案において示された国の制度改正に伴い、以下の事業について拡充する。

[事業概要]

1 高等職業訓練促進給付金等事業の拡充

ひとり親家庭の親の就業に結びつきやすい資格（看護師、保育士等）の取得を促進するため、資格取得に必要な養成機関での修業期間中の負担軽減を目的に、給付金を支給する。

<拡充内容>

令和3～4年度に限り実施している拡充措置（雇用保険制度の専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の指定講座及び一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）を対象講座に加えるとともに、養成期間を「1年以上」から「6月以上」に緩和）について、令和5年度も継続して実施する。

2 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充

ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その経費の一部を支給する。

<拡充内容>

令和5年度以降、受講費用に対する支給割合の改正を行うとともに、新たに通学又は通学と通信を併用する場合の補助単価を創設する。

| | | 拡充前 | 拡充後 | |
|-------|-------|------|------|-------------------|
| | | | 通信制 | 通学制又は 通学及び通信併用 |
| 支給割合 | 受講開始時 | 3割 | 4割 | 4割 |
| | 受講修了時 | 1割 | 1割 | 1割 |
| | 合格時 | 2割 | 1割 | 1割 |
| 支給上限額 | | 15万円 | 15万円 | 30万円 |

[参 考（他都市の状況・事業効果など）]

- 令和4年度新規支給実績（令和4年11月末現在）
 - 高等職業訓練促進給付金等事業：53件
 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：4件